

市外通学者給食費助成金 フローチャート

基準日（令和8年3月1日）に保護者が古河市の住民登録がない場合、申請できません。

①児童生徒が在籍する小中学校等で、学校給食の提供はありますか？
（学校教育法第1条に規定する学校に限ります。（注））



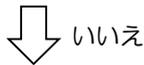
該当しません



②児童生徒に、食物アレルギー等（食物アレルギー、疾病、宗教上）の理由があり、学校給食の全部を食べることができないですか？



該当しません



③在籍する学校への学校給食費の支払いはありますか？

あります

↓ ありません

該当しません

④支払った学校給食費に対して、国・県等から全額補助がありますか？

↓ ありません

↓ あります

該当しません

市外通学者給食費助成金
助成金額
小学校 210円/日
中学校 240円/日

学校給食を食べておらず、学校給食費の支払いもないため、市外通学者給食費助成金には該当しませんが、食物アレルギー等の理由により弁当を持参していることから、食物アレルギー等支援金に該当します。
（食物アレルギー等支援金フローチャートをご覧ください。）

（注）小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）及び特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）をいいます。